

小児ぜん息等アレルギー疾患に関する学習会実施要領

1 目的

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づく環境保健事業の一環として、医師、保健師等による講話や個別相談等を行うことにより、小児ぜん息等アレルギー疾患の発症予防並びに当該疾患に係る児童の健康の回復、保持及び増進に関する知識の普及、意識の向上を図ることを目的とする。

2 対象者

- (1) 市内に居住する小児ぜん息等アレルギー疾患に関心がある小学6年生までの児童及びその保護者等
- (2) 小児ぜん息等アレルギー疾患を持つ児童と関わる機会の多い保育所（園）・幼稚園・小学校等の関係職種職員及び区保健福祉センター保健師

3 実施場所

区民センター・保健所等

4 実施責任者

保健所長

5 従事者

医師、保健師、栄養士、事務職員等

6 周知

本市ホームページ及び各区保健福祉センター等に配架する事業案内等により周知する。

7 実施内容

(1) 児童・保護者向け

①集団指導

医師等の専門職による小児ぜん息等アレルギー疾患に関する講話を実施する。

②個別相談

希望者に対して医師、保健師等による個別相談を実施する。

(2) 関係職種職員及び区保健福祉センター保健師向け

医師、保健師等による小児ぜん息等アレルギー疾患に関する講話等を実施する。

附 則 本要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 本改正要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 本改正要領は、平成25年2月13日から適用する。

附 則 本改正要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 本改正要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 本改正要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 本改正要領は、令和8年4月1日から適用する。